平成２８年（フ）第２０３号
神戸市西区枝吉１丁目101番地　県住209号
債務者　岩渕　　宏
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
神奈川県横須賀市池田町３丁目９番３号　船山方
債務者　小松崎利雄
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４５５号
神奈川県平塚市東中原２丁目６番24号　高橋アパート１号
債務者　片岡　伸吾
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７３号
神奈川県平塚市公所229番地の５、前住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台33番22―606号
債務者　内田　啓之
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８０号
神奈川県伊勢原市高森７丁目６番地の14　ロイヤルメゾン高森201号
債務者　矢島　万理
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９３号
神奈川県平塚市山下726番地　山下団地８―105
債務者　作田　勝信
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５０６号
神奈川県平塚市真田３―１―１　介護老人保健施設フィオーレ湘南真田、住民票上の住所神奈川県秦野市鶴巻北１丁目１番９号　田邉方
債務者　古田　治正
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１２号
神奈川県平塚市ふじみ野１丁目33番19号
債務者　原田　真也
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７号
熊本県荒尾市八幡台４丁目１番３号24　八幡台団地市営住宅Ｆ棟1602号
債務者　新谷　美保
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第３８号
熊本県玉名市横島町横島5516番地２
債務者　小川祐之輔
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４４号
熊本県八代市大福寺町1799番地３　(101)
債務者　萩尾なおみ
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４３０号
福岡市博多区井相田２丁目２番11
破産者　株式会社友清
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６１８号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町549番地２
破産者　光南建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６１９号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町549番地２
破産者　光南不動産株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０３４号
東京都台東区上野７丁目９番２号　ル・リオン上野ステーションコート203号
破産者　株式会社ゾーン
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７５９号
埼玉県ふじみ野市市沢１丁目12―10―305、開始決定時の住所埼玉県川越市中台元町２丁目３―１
破産者　武藤　梅雄
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1374―１　京王熱川マンションＢ―725号、開始決定時の住所東京都日野市高幡320―11
破産者　石居　秀匡
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部